

区政委員の意見に対して区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
新型コロナの為、区が主催するフェスタや交流の場がなくなり、そして地域のお祭りや集まりも全て中止になってしまい、『初めまして』の交流が出来ないのに加えて、顔見知りや友人とも気軽に会えなくなってしまう、それが『なくて当たり前』になってしまっているのが心配に思います。	令和2年度の事業では、「つるみっ子ルーム」を予約制での再開や、講演会のオンライン配信での開催、オンライン併用での開催など、工夫をして実施した。また、「区民まつり」に代わるものとして「ウェーブまつり」を実施した。 令和3年度の事業についても、新しい生活様式に対応した事業実施を検討しているが、事業の性質上、実施できない事業がある。その中でも工夫をして、対象者を限定して人数を制限したり、回数を増やして参加人数を減らさずに開催するなどして実施している。 コロナ禍が収まるまでは、周知啓発を効果的かつ効率的に進めていく必要があると考えている。	条例第9条第1項
新型コロナがまだまだ先が見えない状況で生涯学習の事業がほとんど中止となっている。講座も開催されていないのが現状です。講座の方々の心理、身体の健康が心配ですが、生涯学習がこのままの状態では決して良くないので、前向きに考え、今何ができるかと考え実行していく。	生涯学習ルームの運営については、活動時の感染症拡大防止にかかる対策をとりまとめた「生涯学習ルーム事業の活動再開にかかる新型コロナウイルス感染症対策」を策定し、周知を行った。 また、令和2年度については、感染症拡大防止に配慮した事業として、はぐくみネット講演会「弁護士から見た子どもの実情と課題」（3月）、家庭教育支援講座「スマホ時代を生きる子どもたちのために～ネットの被害者にも加害者にもしないために～」（3月）をオンライン配信で実施した。 令和3年度においては、コロナ禍でさらに課題が大きくなっている「不登校」についてテーマに取り上げ、講座や保護者同士のつながりづくりを予定している。	条例第9条第1項
小中学校の各種ボランティアやサポーターの募集については、中学校などでは給食時のボランティア等を必要としておられるので、ボランティアが参加しやすい雰囲気づくりが必要なのではと考えます。	令和2年12月に開催した「令和2年度第2回教育行政連絡会」において、区政会議での意見を周知し、学校ボランティアを希望する人が活動しやすい方法などについて検討いただけるよう、周知した。	条例第9条第1項
コロナ禍の対応で在宅避難等も提唱されているが、在宅避難者等の把握方法などを検討する必要があると思う。在宅避難者へ救援物資等を支給・配給する方法など。	令和3年度は隔月で「つるりっぶの防災講座」を掲載するようにし、防災に関わるさまざまな情報を提供していく。その中で在宅避難に関する情報も掲載する予定となっている。	条例第9条第1項
災害時地域貢献協力事業所（例えば、念法真教総本山金剛寺）の倉庫等を活用し、近隣地域の防災拠点向け防災資機材や備品の預け入れ、併せて事業所が保有の防災機材、重機、車両の供用を図るしくみの検討、導入。	現状として協力事業所から提供の申し出はありませんが、申し出をいただいた場合は事業所に対し仕組みの導入について協議を進めていく。	条例第9条第1項
避難所開設が決まった段階で、役所と地域の連携については緊急時の連絡網が決められているのか。またコロナ禍には、避難所収容人員が従来の半分以下になるので、収容人員の拡大策、臨時避難所について各地域毎に調査しておく必要があるのではないかと。	コロナ禍における災害時避難所の受け入れ可能人数については、避難所ごとに精査検討を行い、上町断層帯地震など発生時には受入可能人数に不足が予想されるため、新たにハナミズキホールをはじめ計4か所について、臨時避難所として使用できる旨協定を締結した。引き続き臨時避難所をお願いできそうな施設の調査は継続していく。臨時避難所としてある程度のスペースや一定期間使用できることなどが条件となり、現状新たな施設については見つからないが、引き続き調査は継続していく。	条例第9条第1項
鍵ロック二重キャンペーン・ひったくり防止カバーのキャンペーンなどしていると思いますが、スーパーやドラッグストア等にも協力していただき（敷地だけを貸していただくという形）推進していく必要があるのではないのでしょうか。（スーパーの自転車置き場で、間違えてかわからないのか、他人の自転車に乗ろうとした人がいました。キャンペーンを幅広く知ってもらう必要があるのではないかと思います）	コロナ禍におけるキャンペーンのあり方が問われており、人を集める事業が制限されている状況ではあるが、啓発活動は重要であることを認識し、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえたうえで、地域公園や区民センターでのキャンペーン活動を行う。 また、警察主催のキャンペーンについても、区役所も参加していき、防犯活動を継続していく。なお、警察主催の事業においても、コロナ禍の影響で中止を余儀なくされており、実施の意向が決定次第、調整して参加していく。	条例第9条第1項

区政委員の意見に対して区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
子育て関連情報の発信について、「子育てマップ」「愛Loveこどもニュース」「すくすくカレンダー」などを区内の商業施設に設置してあるのは情報発信の手段として効果があると思います。他にも多くのお店に置いていただけたらよいのではないかと思います。（難しいかとは思いますが）	現在、イオンモール鶴見緑地、区内にある駅（横堤・今福鶴見・放出）には配架しているが、今後は鶴見区広報サポーターにご協力いただいている店舗・事業所店舗の積極的な活用についても検討していく。	条例第9条第1項
こどもの居場所づくり等を実施している事業者、団体に向けた支援とありますが、今後新しく「こどもによりそう事業に」参画、又は学ぼうとする事業者・団体にも門戸を広げ、地域全体で安心して子育てできる環境づくりを目指して協力していこうとする法人や団体にも案内を頂ければ幸いです。	オープン会議については、令和2年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止せざるをえなかった。令和3年度について、新型コロナ感染拡大終息に向けた動向を見つつ、開催に向け鋭意努めていく。また、会議以外に周知できる方策などを検討していく。	条例第9条第1項
令和2年度はほとんどの事業が中止となった。令和3年度は状況が大きく変化するとは考えにくく、推進員、一般の方も出席できるよう研修会を多く開催したい。令和2年度は講座の開催もできていないところがほとんどですが、今までの作品などもバザーのようなことはできないかと考えています。今は、生涯学習活動を少しでも前進したいと色々できることを考えなくてはいけない。	令和2年度は、コロナ禍における感染症拡大防止に配慮した事業として、はぐくみネット講演会「弁護士から見た子どもの実情と課題」（3月）、家庭教育支援講座「スマホ時代を生きる子どもたちのために～ネットの被害者にも加害者にもしないために～」（3月）をオンライン配信で実施したが、令和3年度についても、WEBの活用等の手段を用いた公開研修会の実施や生涯学習に参加するみなさんの成果を活かせる生涯学習の推進に努める。	条例第9条第1項
各地域の自主防災組織との連携が、経営課題として示されています。是非その推進と具体的な取り組み成果（ex 災害時の公助、共助における役割分担の合意等）につなげてほしい。	令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により各地域における防災訓練の実施が困難な状況でしたが、次年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、取組みを進めていく。また昨今、自然災害が多発している状況の中「自分の命は自分で守る」「自分たちのまちは、自分たちで守る」をベースとした自助・共助の体制を強化し、地域・行政が一体となって災害に立ち向かうよう努めていきたいと考える。また、自助・共助から公助へつながるよう、避難所におけるハード面の確立や、備蓄物資等の配備強化・区災害対策本部の体制整備の強化を図っていききたいと考える。 令和3年度においては、地域における防災訓練を実施する中で、自助・共助・公助の関係性を示していくと共に、広報紙に隔月で防災講座を掲載することになったので、各避難所の備蓄物資や資機材等についても発信し、公助の部分について広く区民にお示しすることを通じて地域との連携を強化していきたいと考えている。	条例第9条第1項
地域有償ボランティア活動の派遣回数が増えていることはいいことです。ただ、未だそのような活動があることを知らない方が大勢いると思います。もっといろいろな広報の方法を考え広めていってほしいです。	地域有償ボランティア活動の派遣数はコロナ禍において、例年の6割に減じたとはいえ、地域の身近な相談窓口・地域に必要な助け合い活動として定着してきているところである。主力の広報ツールとして「広報つるみ」や「あいまちだより」も紙面に工夫をこらしている。とくに令和2年度はコロナ禍の中、集客イベントでの広報活動が実施できなかったことから、「外出自粛高齢者・障がい者見守り支援事業」を始め、「100歳表彰事業」でのチラシ配布やヒューマンシアターでの事業周知ブースの開設など新たな広報手段を工夫したところである。今後も多くの区民に伝えていく方法を委託先と連携し、考案していく。	条例第9条第1項
地域における「子育てサロン」は1年以上実施されていない。子育て支援センター等では予約と人数制限にて「あそびのひろば」が行われている。地域で予約・人数制限・時短等を行って実施するのは難しいのでしょうか。保護者の子育てに対する不安感・負担感の軽減、子育て情報の提供などにも必要なのではないかと思います。	「子育てサロン」については、保護者の子育てに対する不安感・負担感の軽減、子育て情報の提供の場として必要であることを認識している。各地域での再開について、主任児童委員を中心に実施について話し合い、支援センター・子ども子育てプラザ・つるみっ子ルームの運営状況をお伝えしてきた。今後も、主任児童委員連絡会にて実施に向け必要な情報提供をしていく。	条例第9条第1項

区政委員の意見に対して区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
「コロナ禍だから学びたい 心豊かな子育てのコツと怒りのコントロール」の講演会をZoomで参加させていただきました。 講師の方の説明もわかりやすく、体を動かしたりすることも取り入れて大変楽しい講演会でした。このようにZoomで参加できれば多くの方が参加できるのでよい試みだと思います。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度については講演会をZOOMでの参加ができるような形で開催した。今後も新型コロナウイルス感染症の動向を注視し、たくさんの方が参加できるような方法にて行っていく。	条例第9条第1項
令和2年度の評価に、「次年度については、新しい生活様式等に対応した形で開催をする」とあります。同感です。 【令和3年度の主な取組み】の ○要保護児童の早期発見 や令和2年度の取組みのペアレント・トレーニングを令和3年度も継続して続けてほしい。継続が防止の力を生み出します。	令和3年度も引き続き、要保護児童の早期発見のため「安全確認ができない未就園児等の全戸訪問」及び重大な児童虐待ゼロの取組である「ペアレント・トレーニング連続講座」を行っていく。	条例第9条第1項
「こどもの居場所」事業の一層の広がりを応援します。 令和3年度の取組みで「こどもの居場所」情報の発信は、該当する区民等へより広く届くようにスマホを中核に発信力を高めてほしい。	「こどもの居場所」の情報発信は、鶴見区役所ホームページ及び広報つるみにて行っている。今後はTwitterやFacebookを利用した情報発信も行っていく。	条例第9条第1項
令和3年度の主な取組みに追加検討いただきたいのは、「鶴見区内の強みは、花博公園と「咲くやこの花館：植物園」です。是非、区民と双方がGive&Takeとなる連携、共同事業を立案してほしい。	これまで鶴見区が鶴見緑地で行ってきた事業は多種多様ある。それらを代表する「区民まつり」「安全・安心フェスタ」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度についても中止となっている。 また、生涯学習推進員による「むらさき亭」を利用してのお茶会等、令和3年度に予定されている事業を、コロナ禍でも開催できる範囲で実施していく。 また、「咲くやこの花館」について、随時、同館の情報を地域へ提供いただくなど、これまでも連携してきている。 令和3年度については、コロナ禍で予定している事業も中止になっている中、新規事業の実施は難しいと考える。ワクチン接種が進みイベント開催が可能になったら、鶴見緑地・咲くやこの花館との連携・共同を念頭におき事業計画に取り組んでいく。	条例第9条第1項
自転車盗を減少させるため、令和3年度の主な取組みが取り上げられています。 視点をかえて、犯罪者側は何故窃盗するのかの分析と、それを抑える対応策も重ねて考えることが必要では。 (ex) ・転売のため ・自使用のため ・一時無断使用、放置 ・その他（遊び、悪戯・・・）	警察に照会し、「正確な統計を取っているわけではないが、一般的には真夜中に交通手段がなくなったとき等の一時的無断使用や、高級車の転売目的などが原因であろう」と聴取した。自転車盗の減少対策として、犯罪者の心理としては解錠に手間取るとを嫌がる傾向にあると考察する。手間取ると犯行現場に滞在することになり目撃や通報される可能性が高まるからである。目に見えて二重ロックしていることを強調することにより、窃盗に困難であることをアピールし盗難を防ぐ効果があると考えている。区として、ワイヤー錠を配布して二重ロックを推奨し、犯罪発生率の減少をめざしていく。	条例第9条第1項

区政委員の意見に対して区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
街頭犯罪発生件数の減少・特殊詐欺認知件数の減少について、直近に発生した事件等をツイッターや安まちメールで情報を得る事が可能だが実際に利用している人は限られていて少数だと思います。 例えば広報つるみに「安全・安心通信」のページがあるが、実際に発生した直近の事件などを毎月掲載したらどうでしょうか。 お知らせや啓発も大事だが近隣で発生した実例のほうに興味を持って貰えて注意喚起になると思います。	女性又はこどもが被害を受けた事件について、犯罪発生の連絡があった場合、各地域福祉会館へ情報提供し、広報板へ掲示していただくことにより地域住民へ周知のご協力をいただいているところである。これは即時性のある広報と考えており、今後も継続して情報提供していく。 一方、特殊詐欺は犯罪発生頻度が高いことから、一定期間事例を収集し、各地域福祉会館へ情報提供し、広報板へ掲示していただくよう検討する。 なお、区広報紙へは、特集記事等への具体的事例等の掲載に向けて調整をしていく。また、その他ツイッターや安まちメール、安まちアプリ等SNSの更なる活用に向けて広報し、犯罪発生情報の発信に努めていく。	条例第9条第1項
特殊詐欺防止については、高齢者がターゲットになりやすいオレオレ詐欺や振り込め詐欺は啓発活動がよくされていると感じますが、詐欺の種類が多様化されていて、実在する宅配業者をかたるフィッシング詐欺のようにある程度知識や警戒心のある若い世代でも引っ掛かってしまうケースが増えています。具体的な例をたくさん広めて騙されないような啓発活動が出来れば良いと思います。	女性又はこどもが被害を受けた事件について、犯罪発生の連絡があった場合、各地域福祉会館へ情報提供し、広報板へ掲示していただくことにより地域住民へ周知のご協力をいただいているところである。これは即時性のある広報と考えており、今後も継続して情報提供していく。 一方、特殊詐欺は犯罪発生頻度が高いことから、一定期間事例を収集し、各地域福祉会館へ情報提供し、広報板へ掲示していただくよう検討する。 なお、区広報紙へは、特集記事等への具体的事例等の掲載に向けて調整をしていく。また、その他ツイッターや安まちメール、安まちアプリ等SNSの更なる活用に向けて広報し、犯罪発生情報の発信に努めていく。	条例第9条第1項
地活協による自立的な地域運営の促進ですが、「地活協の認知度を上げる事」は取り組みとして終わったのでしょうか？地活協の知名度が低いまま総意形成機能の認識の達成割合が上がるのは、構成員の負担が増えるだけのような気がします。 まちづくりセンターは「地活協の構成員に準行政的機能である事を徹底的に周知する」事より、長期継続契約が決定したという中で、多くの鶴見区民に地活協を徹底的に周知して下さる方が、有り難いと思う次第です。 その中でも「8割が取組みを知らない」を解消するヒントが生まれるかも知れないな、と思いました。	平成29年8月に策定した「市政改革プラン2.0（区政編）」、改革の柱1 地域社会における住民自治の拡充の中で、地域活動協議会（以下：地活協）の認知度向上に向けた支援をテーマに取り組みを進めてきた経緯があり、当区においても、広報つるみへ地活協の特集を掲載するとともに地活協紹介リーフレットを作成し転入者への配布等を行ってきた。 鶴見区における地活協を知っている区民の割合は、区民アンケートによると年々上がってきており（令和2年度：62.2%）、区民に定着してきていると考えている。 今後も区のホームページや広報紙を通じ、広く地活協の取組みを周知していく。 また、まちづくりセンターと令和3年度より長期継続契約を締結しており、地活協の認知度の向上をはじめ、地活協の取組み等により効果的な広報の支援等に努めていく。	条例第9条第1項